

自治基本条例タイプ	住民参加条例タイプ	箕面市	石狩市	宗像市	旭川市	西東京市	鹿児島市	小金井市	下関市	○数
前文	前文			○	○	○	○	○	○	6
目的	目的	○	○	○	○	○	○	○	○	8
定義	定義	○	○	○	○	○	○	○	○	8
基本理念・基本原則	基本理念	○	○	○	○	○	○	○	○	8
市民の権利・責務	行政・首長の責務	○		○	○	○	○	○	○	7
事業者の権利・責務	市民の責務	○		○	○	○	○	○	○	7
情報共有の原則と施策	市民参加の対象		○	○	○	○	○		○	6
行政情報を知る権利	市民参加の時期		○		○		○		○	4
個人情報の保護	市民参加の方法		○	○	○		○		○	5
会議公開の原則	提出された意見の取扱		○	○	○		○			4
説明責任	公表の方法		○	○			○			3
意見・要望・苦情等への対応	審議会等への参加	○	○	○	○	○	○	○	○	8
行政評価	会議の公開	○	○	○	○	○	○	○		7
参加・協働の推進	意向の把握		○				○	○	○	4
参加の権利・責務	市民意見提出手続・パブリックコメント手続		○	○	○	○	○	○		6
総合計画等の策定における参加・協働	住民投票	○		○	○	○		○		5
意見の提出及び募集	公聴会等		○	○		○	○			4
住民投票	市民政策提案手続			○						1
附属機関等への参加	その他の市民参加手続		○			○	○			3
市民委員会の設置	市民参加推進審議会		○	○	○		○	○	○	6
コミュニティの意義と支援	市民参加の実施状況の公表		○				○		○	3
市町村及び執行機関の基本的な役割・責務	条例・制度の見直し		○		○	○			○	4
首長の責務	協働・支援			○				○	○	3
職員の責務・育成	その他		○						○	2
執行機関の組織・執行体制	情報共有の原則と施策									0
総合計画に基づく行政運営	コミュニティの意義と支援			○						1
行政手続										
総合的な行政サービスの提供										
財政運営の基本事項										
議会										
自治体・国等の他機関との連携協力										
この条例の検討・見直し										
この条例の位置づけ										
その他の制度										

基本理念に謳われている場合が多い。

住民参加条例タイプ	主な内容
前文	①まちの歴史、文化の記述。新たな自治のかたちには住民参加必要…。②住民参加の必要性や意義を中心に記述。
目的	住民参加の基本的な事項を定める。町及び町民の役割を明らかにする。市と市民が協働。個性豊かなまちづくり。
定義	・住民参加 ・協働 ・町の機関 ・行政活動 ・住民活動 ・市民参加手続 ・附属機関等。
基本理念	町民の持つ豊かな社会経験と創造的な活動を尊重、推進。住民と町との協働を基本。参加の機会は平等であること。情報の共有。
行政・首長の責務	住民が自らまちづくりについて考え、行動することができるよう情報の提供並びに十分な説明に努めなければならない。 幅広く意見や提案を求める制度の充実。住民の意向を把握し、施策へ反映。
市民の責務	住民自らの責任と役割を自覚し、積極的な参加に努める。個人や団体の利益ではなく、町全体の利益を考慮することを基本。自らの発言と行動に責任をもつ。
市民参加の対象	町の基本構想、基本計画、他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更。 町政に関する基本方針を定め、住民に義務を課し又は権利を制限する条例の制定、改廃。広く住民に適用され、住民生活に重大な影響を及ぼす。 制度の導入、改廃。参加を求めないもの（定期的、経常的に行うもの。軽易なもの。緊急に行うもの。内部の事務処理。金銭徴収に関する事項）
市民参加の時期	できるだけ早い時期。施策の企画立案から意志決定に至るまでの過程における適切な時期。
市民参加の方法	パブリックコメント、審議会、意見交換会、ワークショップ、公聴会、市民政策提案手続。
提出された意見の取扱	提出された意見、情報等を総合的かつ多面的に検討。提出された意見の内容の検討過程、検討結果とその理由の公表。
公表の方法	担当窓口での供覧、配布。広報誌への掲載。ホームページへの掲載。その他効果的周知できる方法。
審議会等への参加	附属機関等の委員を町民の中から公募するよう努めなければならない。（附属機関の委員の構成、選任など）
会議の公開	附属機関の会議は原則公開。
意向の把握	意識調査（アンケート）など。
市民意見提出手続・パブリックコメント手続	パブリックコメントの手続き（対象事案や意見募集期間、意見を提出できる対象者など）。
住民投票	町長は町にかかわる重要事項について、住民の意志を直接問う必要があると認めるときは住民投票を実施することができる。
公聴会等	公聴会、市民説明会、意見交換会、ワークショップ等の手続。
市民政策提案手続	提案資格者は、〇〇人以上の連署をもって、その代表者から実施機関に対し、町が処理する事務であって対象事項に係る政策の提案を行うことができる。
その他の市民参加手続	公聴会等以外の参加を行う場合の手続。
市民参加推進審議会	住民参加の推進について、調査審議するための審議会の設置。
市民参加の実施状況の公表	住民参加手続の実施予定及び前年度における住民参加手続きの実施状況の公表。
条例・制度の見直し	必要に応じ条例の見直しを行う。
協働・支援	協働の原則、協働の拠点づくり。財政的支援。
その他	市民参加手続きを行った場合に法令又は他の条例の規定に反するときは適用しない。
情報共有の原則と施策	情報の共有をしなければならない。情報の公開やわかりやすく提供できるように努めなければならない。
コミュニティの意義と支援	地域住民はコミュニティ活動に積極的に参加するように努める。住民と町はコミュニティの役割を認識し、守り、育てるよう努める。

## 住民参加条例の類型

### 1 列記型（理念原則型）

住民参加の通則的事項として住民参加制度だけに特化した条例。

例) 箕面市市民参加条例

### 2 総合型（総合メニュー型）

基本的な政策・制度を定める計画・条例などの策定に対して、行政手続きとして一定の住民参加手法を組み合わせるタイプの条例。

例) 石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例

### 3 個別型

「パブリックコメント条例」や「住民投票条例」などのように、住民参加手法を個別に制定するタイプの条例。

例) 横須賀市市民パブリックコメント手続条例

### 4 統合型

住民参加条例と協働支援条例をあわせた条例。参加は、市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的にかかわることであるのに対して、協働は、行政と市民・NPOの自立性を基本として、共同行動を行うことであるから、両者の親和性は高い。

※協働支援条例：主にNPOや住民公益活動団体などの活動支援施策を規定する条例。（資金、活動拠点、人、情報、マネジメントなど）

例) 狛江市市民参加と市民協働の推進に関する基本条例

例) 宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例